

鹿児島県立高等学校学習者用端末販売に係る業務協定
企画提案競技実施要項

1 趣旨

令和9年度以降、県立高等学校に入学する生徒については、高校1年次から生徒及びその保護者等（以下「保護者等」という。）の負担により学習者用端末を導入することとしている。

また、令和9年度の2、3年生（令和8年度1、2年生）の低所得世帯についても、令和9年度から保護者等の負担により、個人用学習者用端末を導入するよう令和8年度中に準備を進める。

学習者用端末の購入に当たっては、保護者等の利便性向上と安価に購入できるよう、県と業務協定を締結した事業者が運営するECサイト（※）を通じて、保護者等が直接購入する環境を整備するため、本業務を円滑に遂行できる事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定する。

※ ECサイト：事業者が構築・運営し、県が定めた基準を満たす学習者用端末を、保護者等が直接購入できる専用のウェブサイト。

2 業務協定企画提案競技に付する概要

(1) 業務協定名

鹿児島県立高等学校学習者用端末販売に係る業務協定

(2) 目的

本協定は、令和9年度に鹿児島県立高等学校に在学する生徒及びその保護者等が、学習活動に資する適切な学習者用端末を円滑かつ低価格で購入し、充実した保証内容を確保することで、生徒がICTを活用した学びを実現できるようにすることを目的とする。

(3) 協定内容

別添「鹿児島県立高等学校学習者用端末販売に係る業務協定仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 協定期間

協定締結日から令和9年4月30日までを予定。

(5) 費用負担

本協定に基づく各業務に係る費用は、3を除き、協定締結事業者の負担によるものとする。

3 学習者用端末の購入費用への補助金について

県は、端末の購入が困難な保護者等に対して、購入した学習者用端末等1台につき、55,000円を上限として補助金を交付する。

4 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 3 時必着
参加申込書提出期限	令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 3 時必着
質問回答日	令和 8 年 8 月 19 日（水）
参加辞退期限	令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時 15 分必着
企画提案書等提出期限	令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時 15 分必着
プロポーザル審査会開催	令和 8 年 9 月 1 日（火）
審査結果の通知	令和 8 年 9 月 4 日（金）
業務協定の締結	令和 8 年 9 月 7 日（月）

5 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本企画提案競技に参加する者に必要な資格は、次の(1)から(11)までの全てを満たさなければならない。

なお、ECサイトを運営する事業者など複数の事業者で構成されるグループが共同提案する場合、代表事業者が参加申込書を提出することとし、その際、(1)～(9)についてはグループを構成する全ての事業者が要件を満たさなければならない。

また、(10)については、グループを構成する事業者のうち少なくとも 1 社以上が満たすこととし、(11)については、ECサイトを運営する事業者が取得していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 19 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事案があった後 3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出の日から協定締結候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 法人格を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。
- (8) 賃金不払いに関する労働基準監督署からの通知がなく、労働条件が適切であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (10) 令和6年度以降、国又は地方公共団体と、本業務と同種（ECサイトを活用した物品販売）又は類似する業務（学習者用端末の多量納入）の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (11) ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証若しくはプライバシーマーク付与認証、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ認証（ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018、SOC2 Type II 等）を取得していること。

6 共同企業体（コンソーシアム）での参加要件

共同企業体を構成して企画提案に参加する場合、以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 共同企業体の代表者（以下「代表事業者」という。）を決めること。
- (2) 共同企業体の構成員は、本業務において2つ以上の共同企業体を構成できないこと。
- (3) 共同企業体の構成員は単独で本公募に参加できないこと。
- (4) 協定締結事業者として選定された場合、代表事業者が県と協定を締結すること。

7 選定方法（公募型プロポーザル方式）

審査会において、参加事業者のプレゼンテーションを審査し、最高評価を得た事業者を協定締結事業者として選定する。

8 質問の受付及び回答

本公募の内容について質問がある場合は、様式5（質問票）を以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年8月13日（木）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問票を「14 問合せ先及び書類提出先」に記載されている電子メールアドレス宛に電子メールにより提出すること。
また、提出する際の電子メールの件名は「【質問票】鹿児島県立高等学校学習者用端末販売に係る業務協定（事業者名）」とし、提出した際は、その旨を電話にて連絡すること。
- (3) 質問に対する回答方法
質問の内容及び回答は、プロポーザルの参加表明者全員に電子メールにて送付する。
その際、質問した事業所名の公表は行わない。

9 参加資格確認の手続き

公募に参加を希望する事業者は、以下の書類を提出し、資格確認を受けること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式1）
（登記簿謄本又は登記事項証明書、納税証明書など含む）
 - イ 企画提案競技参加申込書（共同企業体用）（様式2） ※共同企業体のみ
 - ウ 委任状（様式3） ※支店又は営業所等に権限が委任されている場合のみ

エ 会社概要（様式 4）（会社概要が分かるパンフレット、令和 6 年度以降の同種又は類似業務の契約書の写しなど含む）

オ ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証若しくはプライバシーマーク付与認証、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ認証（ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018、SOC2 Type II 等）の登録証写し

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法

「14 問合せ先及び書類提出先」へ郵送又は持参により提出すること。

※ 持参の場合は、県庁の開庁時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とする。ただし、提出期限当日は午後 3 時までとする。

(4) その他

企画提案競技参加申込書等の提出後、県で要件を満たしているか審査を行った上で、各事業者の結果を通知する。

10 企画提案書等の提出

9(4)で通知を受けた事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時 15 分まで（必着）

(2) 提出方法

「14 問合せ先及び書類提出先」へ郵送又は持参により提出すること。

併せて、電子データについても、「14 問合せ先及び書類提出先」に記載されている電子メールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

(3) 提出書類

企画提案書15部を提出すること。（提出書類は返却しない。）

ア A 4 版・横向き（※A 3 折込可）

イ 表紙及び目次ページを除く片面30ページ以内

ウ プレゼンテーション当日の追加資料の配付は認めない。

(4) 企画提案書記載内容

企画提案書は、以下の 15 項目（審査項目に対応）の順序に従って、図表等を用いて具体的に作成すること。

ア 実施体制

業務責任者及び担当者の配置、バックアップ体制、緊急時の連絡体制等、業務を完遂できる組織図を提示すること。

イ 業務実績

都道府県単位でのECサイトの運用実績、及び同規模の端末納入実績（全国・県内）を具体的に記載すること。

ウ 情報管理体制

ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証若しくはプライバシーマーク付与認証、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ認

証（ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018、SOC2 Type II 等）の認証取得状況及び個人情報の保護・管理に関する具体的な方針を記載すること。

エ 端末機器の仕様

提案する端末の機種（新品か中古か）、スペック（CPU、メモリ、ストレージ、堅牢性、質量等）及び付属品（キーボード、ペン等）の詳細を記載すること。（※詳細については別に定める業務協定仕様書を参照すること。）

オ 受注可能台数・供給能力

県全体の在校生、新入生の需要に対し、確実に端末を確保・供給できる具体的な裏付けや、新モデル発表時の対応方針を記載すること。その際、本業務の協定期間内に確保・供給可能な上限台数（具体的な準備可能台数）をOSごとに明記すること。

カ 販売価格（税込）

端末本体、送料、標準保証料（１年）、付属品等、補助金交付対象（※）となる経費のみで構成された「販売価格（税込）」を提示すること。「３年間等の延長保証料」は、比較の公平性及び補助金事務との整合性を図るため、販売価格（税込）には含めず、別途オプション価格として明確に切り分けて提示すること。

※ 補助金交付対象経費：端末本体、キーボード（端末本体に付属していない場合に限る）、消費税及び地方消費税

キ ECサイトの機能・操作性

保護者等用販売サイトの画面イメージ、スマートフォン対応、多言語対応の有無及び直感的に操作できるための工夫を記載すること。

ク 決済手段・書類発行機能

選択可能な決済手段（カード、コンビニエンスストア、振込等）の一覧及び領収書等をサイト上から自動発行できる仕組みを記載すること。

ケ 広報・周知計画（利用者向け案内・マニュアル整備）

販売を行う 10 月と 3 月の 2 回において、ECサイトを周知するチラシの内容、操作マニュアルの構成、初期設定や購入方法を解説する動画コンテンツの提供及びインターネット環境がない家庭への具体的な周知方法について記載すること。

コ 納期遵守の実現性

販売を行う 10 月と 3 月の 2 回において、受注受付、キitting、配送完了に向けた詳細な工程表と、遅延を防ぐための物流・在庫管理計画を提示すること。

サ 端末保証の充実度

標準保証（１年間）の内容に加え、購入者が任意で選択できる延長保証オプション（３年間又は４年間の自然故障・物損対応等）の範囲、修理回数や金額の制限、バッテリー交換の可否等を具体的に記載すること。

シ 故障対応・修理対応

故障や修理受付から、修理完了品の返却までの具体的な流れと、それぞれの所要日数の目標値を記載すること。

ス 離島サポート体制

離島在住の生徒に対し、本土と同様のスピードで修理を行うための具体的な物流網や拠点連携案を提示すること。

セ アフターフォロー・継続支援

ヘルプデスク（コールセンター）の設置（時間帯、手段）、設定トラブルへの対応、OSアップデートに関する情報提供など、納入後のサポート体制を記載すること。

ソ 学校及び教員の負担軽減策

各学校への一括配送における「梱包」や「校内配付の支援スキーム」の構築など、学校配送に伴う各学校の事務負担を最小限に抑える独自の工夫を提案すること。

(5) 留意事項

提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。

11 審査会について

(1) 開催日

令和8年9月1日（火） ※ 詳細は別途連絡

(2) 場所

鹿児島県庁内 ※ 詳細は別途連絡

(3) 出席人数

1者（1グループ）当たり3名以内

(4) 時間

提案者1者につき説明20分、質疑応答10分を予定。

(5) 機器

会場設置の大型モニター若しくはプロジェクター（HDMI接続）を利用可能。

(6) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、審査員による採点を行い、各審査員の合計点数が6割以上の得点となり、かつ最上位の得点者を協定締結事業者として選定する。

(7) 審査結果

参加した全ての提案者に対し書面で通知することとし、令和8年9月4日（金）に発出する。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

(8) その他

参加申込者事業者が1者である場合も審査会を開催する。

12 審査基準及び配点

審査は以下の項目に基づき、計 150 点満点で評価する。

評価項目	評価の着眼点	配点
実施体制	責任者や担当者の配置が適切で、業務を完遂できる組織体制が整っているか。	5
業務実績	都道府県単位での EC サイト運用や、大規模な端末納入の実績が十分にあるか。	5
情報管理体制	ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証若しくはプライバシーマーク付与認証、又はこれらと同等以上の情報セキュリティ認証（ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018、SOC2 Type II 等）等の認証取得を保有し、個人情報の保護体制が万全か。	5
端末機器の仕様	学習に適した仕様（CPU、メモリ、堅牢性、付属品等）を満たしているか。中古品を提案する場合、県の指定する品質基準を満たしているか。	20
受注可能台数 供給能力	全県の生徒の需要に対し、確実に供給できる体制が確保されているか。	10
販売価格（税込）	端末本体、付属品、標準保証（1 年）、送料を含む 3 年保証を除いた総額（税込）が、他社の提案と比較して安価で妥当か。また補助金額（55,000 円）以内で購入可能な端末が 1 機種以上含まれているか。	30
EC サイトの機能 操作性	様々な保護者等が迷わず購入できる設計で、スマートフォン対応や多言語案内がされているか。	5
決済手段 書類発行機能	多様な決済方法があり、領収書等の発行がサイト上から容易に行えるか。手続きの利便性や分割払いの柔軟性があるか。	5
広報・周知計画	チラシやマニュアル、説明動画等が分かりやすいか。自己負担なく購入可能な端末が、周知される内容になっているか。	10
納期遵守の実現性	決められた期日までの配送完了に向けた工程が具体的に記載されており、確実に遵守できる内容であるか。	20
端末保証の充実度	自然故障（標準保証）に対し、メーカー保証規定に準じて迅速かつ適切に対応する内容となっているか。また、任意加入となる延長保証オプションの内容や価格設定が適切か。	10
故障対応 修理対応	故障や修理受付から、修理完了品の配送までの流れが迅速かつ適切か。	10
離島サポート体制	離島在住者に対し、配送や修理対応において本土と同等のスピードを確保しているか。	5
アフターフォロー 継続支援	ヘルプデスクの設置や OS アップデート、設定トラブルへの継続的な支援体制があるか。	5
学校及び教員の 負担軽減策	各学校配送におけるクラス・生徒別梱包や配送支援スキームなど、各学校の事務負担を最小限に抑える独自の提案があるか。	5
合計		150

13 その他

(1) 失格事項

提出書類の虚偽記載、提出期限の徒過、審査の公平性を害する行為があった場合は失格とする。

(2) 交渉権の取消し

選定された提案者が協定締結までに参加資格を喪失した場合、又は県との細部協議が整わない場合、県は次順位者と交渉を行う権利を有する。

(3) 参加の辞退

企画提案競技参加申込書を提出後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時 15 分までに、「14 問合せ先及び書類提出先」へ郵送又は持参により提出すること。

(4) 費用負担

本公募への参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 著作権

提出された提案書の著作権は提案者に帰属するが、県は審査及び行政上の必要範囲内で無償使用できるものとする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

14 問合せ先及び書類提出先

本件に関する問合せ及び書類の提出は、以下へ行うこと。

鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室

住所：〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-5588（直通）

Email: kyou-digi@pref.kagoshima.lg.jp

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く）